

# 教育・保育提供区域の考え方について

## 第2版

(平成26年度第2回 川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会(川越市子ども・子育て会議) 提出資料)

平成26年7月

川越市

# 1 教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

国では、「教育・保育の提供区域」の設定について以下の点を述べています。

## 【国の区域設定における考え】（「子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）」参照）

- 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- 教育・保育施設等及び地域子ども子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて子どもの区分（認定区分）ごと又は事業ごとに設定することができる。
- 中核市の場合は、幼保連携型認定こども園及び保育所の認可の際に行われる需給調整の判断基準ともなる。

## ◇◆◇ 区域設定にあたり留意すべきポイント ◇◆◇

Point① 事業量の調整単位として適切か	<ul style="list-style-type: none"><li>・区域内の児童数や面積は適切な規模か。</li><li>・区域ごとに事業量の見込みが算出可能か。</li><li>・区域ごとに不足分の確保策を打ち出せるか。</li></ul>
Point② 事業の利用実態を反映しているか	<ul style="list-style-type: none"><li>・保護者の移動状況を踏まえているか。</li><li>・設定した区域内で事業のあっせんが可能か。</li><li>・現在の事業の考え方とマッチしているか。</li></ul>

## 2 教育・保育提供区域の運用イメージ

教育・保育提供区域ごとに下の表を作成する必要があります。仮に行政区を選択すると、12区域分の作成を要します。

以下の認定区分ごとに記載  
 3～5歳・教育のみ（1号）  
 3～5歳・保育あり（2号）  
 0～2歳・保育あり（3号）

計画期間の5年間について、年度ごとに量の見込みと確保内容を示す必要があります。

量の見込み・確保内容・実施時期 イメージ			1年目			2年目			...	5年目			
			3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性 あり	0-2歳 保育の必要性 あり	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性 あり	0-2歳 保育の必要性 あり		3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性 あり	0-2歳 保育の必要性 あり	
A区域	①	量の見込み (保育利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人	...	300人	200人	200人	
	②	確保の内容	教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育園)	300人	200人	80人	300人	200人		150人	300人	200人	180人
			地域型保育事業	—	—	20人	—	—		30人	—	—	30人
	②-①		0	0	▲100人	0	0	▲20人		0	0	10	
B区域	①	量の見込み (保育利用定員総数)	200人	220人	180人	200人	220人	180人	...	200人	220人	180人	
	②	確保の内容	教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育園)	200人	220人	100人	200人	220人		130人	200人	220人	130人
			地域型保育事業	—	—	50人	—	—		50人	—	—	50人
	②-①		0	0	▲30人	0	0	0		0	0	0	

(子ども・子育て支援事業)

地域子育て支援拠点事業		1年目	2年目	...	5年目
A区域	①量の見込み	200人(2か所)	200人(2か所)	...	200人(2か所)
	②確保の内容	200人(2か所)	200人(2か所)		200人(2か所)
	②-①	0	0		0

### 3 人口推計（参考値）

コーホート要因法による人口推計の結果を見ると、ほとんどの地区で0～5歳児人口は減少傾向となっています。

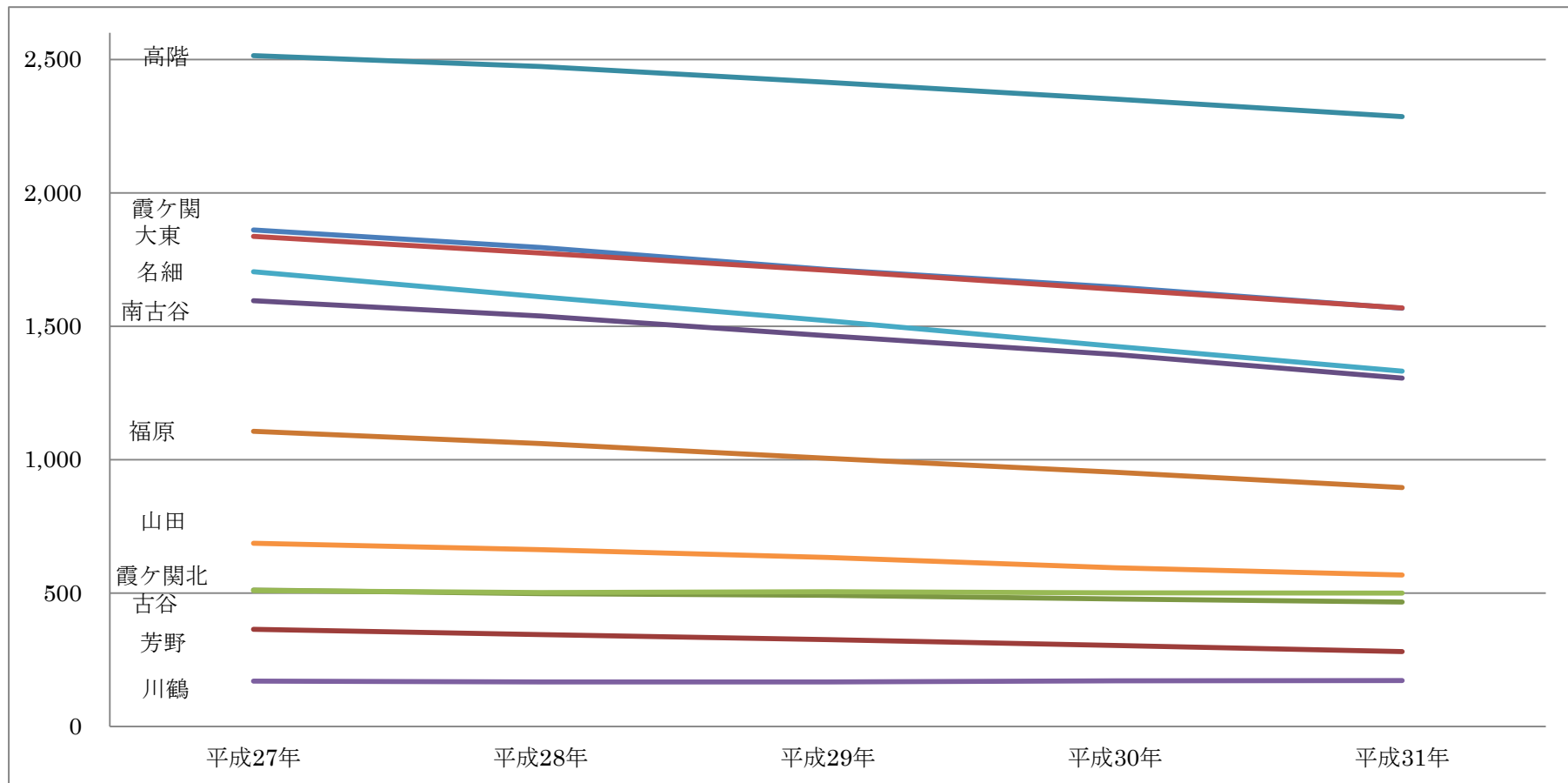
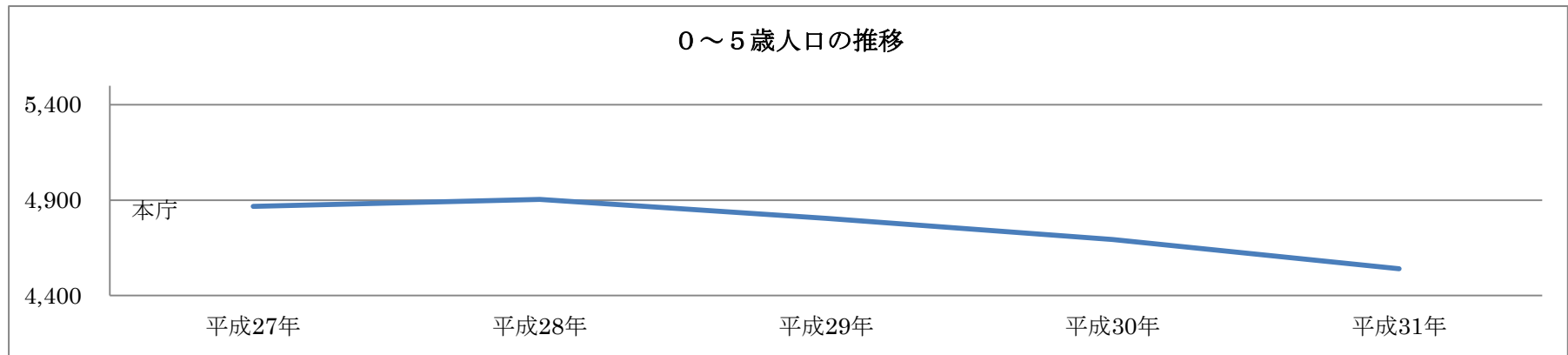
単位：人（各年1月現在の推計値）

A地区		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
本庁	0-5歳	4,868	4,904	4,805	4,693	4,540
	総人口	104,477	104,882	105,101	105,137	105,089
	総人口に占める割合	4.7%	4.7%	4.6%	4.5%	4.3%
山田	0-5歳	686	662	633	595	568
	総人口	11,401	11,388	11,347	11,343	11,264
	総人口に占める割合	6.0%	5.8%	5.6%	5.2%	5.0%
芳野	0-5歳	364	344	325	303	280
	総人口	5,851	5,853	5,857	5,865	5,889
	総人口に占める割合	6.2%	5.9%	5.5%	5.2%	4.8%
古谷	0-5歳	511	498	491	478	466
	総人口	11,066	10,992	10,975	10,915	10,846
	総人口に占める割合	4.6%	4.5%	4.5%	4.4%	4.3%
合計 (A地区)	0-5歳	6,429	6,408	6,254	6,069	5,854
	総人口	132,795	133,115	133,280	133,260	133,088
	総人口に占める割合	4.8%	4.8%	4.7%	4.6%	4.4%

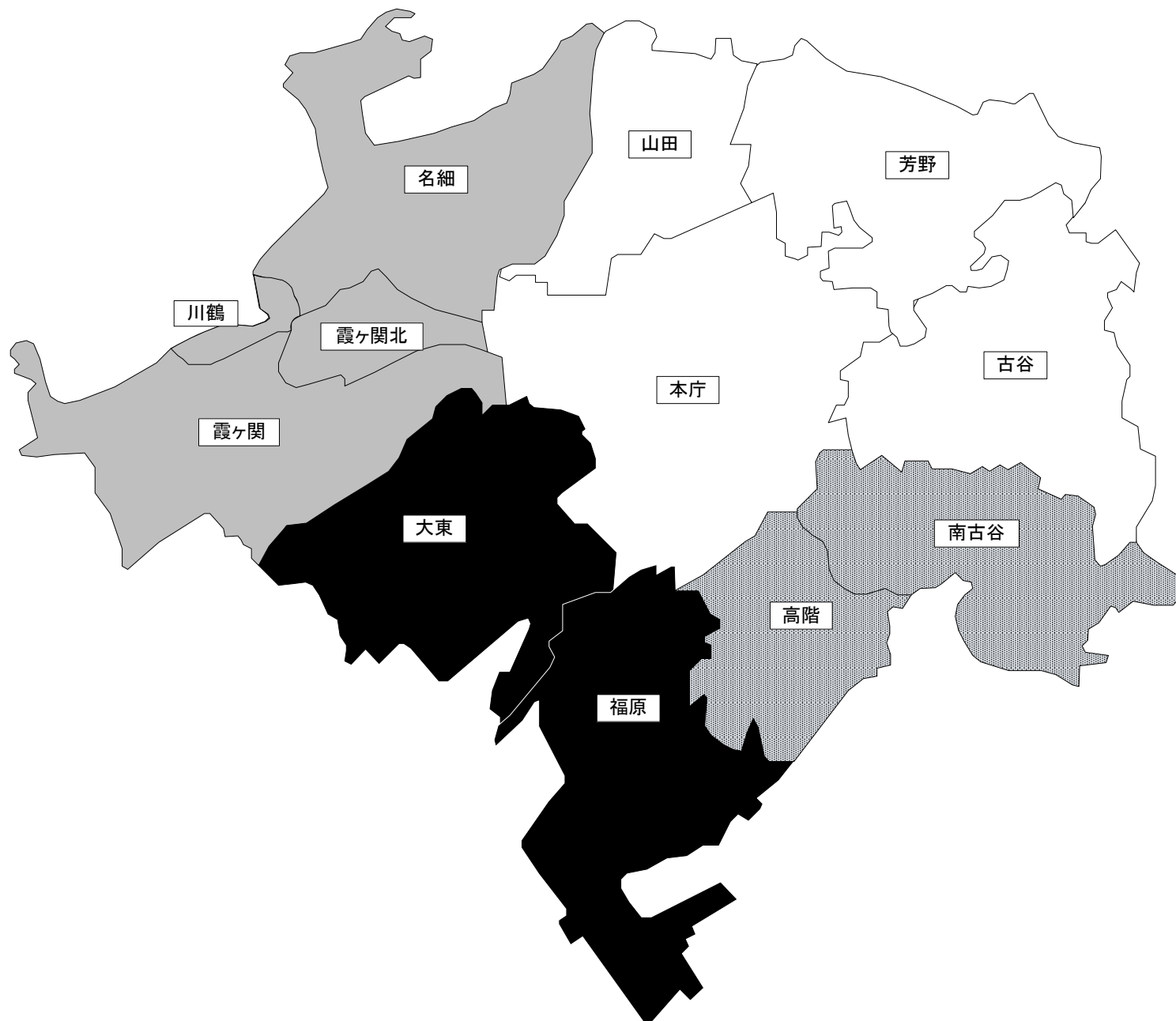
B地区		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
南古谷	0-5歳	1,596	1,538	1,464	1,394	1,305
	総人口	24,087	24,130	24,161	24,164	24,124
	総人口に占める割合	6.6%	6.4%	6.1%	5.8%	5.4%
高階	0-5歳	2,514	2,473	2,414	2,351	2,286
	総人口	52,095	52,137	52,147	52,140	52,113
	総人口に占める割合	4.8%	4.7%	4.6%	4.5%	4.4%
合計	0-5歳	4,110	4,011	3,878	3,745	3,591
	総人口	76,182	76,267	76,308	76,304	76,237
	総人口に占める割合	5.4%	5.3%	5.1%	4.9%	4.7%

C地区		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
福原	0-5歳	1,106	1,060	1,005	953	895
	総人口	20,241	20,254	20,293	20,235	20,238
	総人口に占める割合	5.5%	5.2%	5.0%	4.7%	4.4%
大東	0-5歳	1,861	1,795	1,713	1,647	1,567
	総人口	34,702	34,747	34,704	34,688	34,695
	総人口に占める割合	5.4%	5.2%	4.9%	4.7%	4.5%
合計	0-5歳	2,967	2,855	2,718	2,600	2,462
	総人口	54,943	55,001	54,997	54,923	54,933
	総人口に占める割合	5.4%	5.2%	4.9%	4.7%	4.5%

D地区		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
霞ヶ関	0-5歳	1,837	1,774	1,709	1,638	1,568
	総人口	31,485	31,534	31,519	31,507	31,520
	総人口に占める割合	5.8%	5.6%	5.4%	5.2%	5.0%
霞ヶ関北	0-5歳	509	502	505	501	500
	総人口	17,409	17,368	17,305	17,236	17,129
	総人口に占める割合	2.9%	2.9%	2.9%	2.9%	2.9%
川鶴	0-5歳	170	167	167	171	172
	総人口	5,792	5,706	5,615	5,549	5,498
	総人口に占める割合	2.9%	2.9%	3.0%	3.1%	3.1%
名細	0-5歳	1,704	1,610	1,521	1,424	1,332
	総人口	29,774	29,820	29,816	29,780	29,766
	総人口に占める割合	5.7%	5.4%	5.1%	4.8%	4.5%
合計	0-5歳	4,220	4,053	3,902	3,734	3,572
	総人口	84,460	84,428	84,255	84,072	83,913
	総人口に占める割合	5.0%	4.8%	4.6%	4.4%	4.3%



## 4 川越市における区域設定にあたっての基本的な考え方（変更案）



### 【凡例】

	該当地区
A地区	本庁、山田、芳野、古谷
B地区	南古谷、高階
C地区	福原、大東
D地区	霞ヶ関、霞ヶ関北、川鶴、名細

区域	1 2 区 (行政区)	◎ 4 区 (行政区を 4 区に統合)
概要	本庁地区と地方自治法第 1 5 5 条に根拠を置く出張所の所管区域 (平成 2 6 年度からの市民センター構想と合わせた形)。行政の計画は行政区を基本としているものが多い。	行政区 1 2 区を組み合わせて 4 つに統合したもの。
区域数	本庁、芳野、古谷、南古谷、高階、福原、大東、霞ヶ関、霞ヶ関北、川鶴、名細、山田	A 地区…本庁、山田、芳野、古谷 B 地区…南古谷、高階 C 地区…福原、大東 D 地区…霞ヶ関、霞ヶ関北、川鶴、名細
H25年度 平均 未就学児童数	1, 530人 (192人~4, 954人)	4, 589人 (3, 046人~6, 603人)
区域割の メリット・ デメリット	<p>1 区域の面積が狭い</p> <p>【メリット】利便性が高まる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区域内において需給バランスを取る必要があるため、狭い区域内に必要な施設・事業が整備され、利用者にとって利便性が高まる。</li> <li>○ 自宅から施設までの距離が短く、移動が容易。</li> </ul> <p>【デメリット】施設・事業の整備が非効率になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>× 区域内のニーズに合わせて施設整備をしても、区域を超えた利用者も多くいるため、設定された区域内のニーズと利用実態が合わなくなる可能性がある。</li> <li>× 教育・保育施設が少ない区域では、狭い範囲で必要以上に施設・事業を整備することになり、施設整備が非効率になりやすい。</li> </ul>	<p>1区域の面積が広い</p> <p>【メリット】施設・事業の効率的な整備が可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民の移動実態を踏まえた施設・事業の整備が可能となるため、設定された区域内のニーズと利用実態が概ね一致する。</li> <li>○ 区域面積が広いので、施設を広域的な観点で配置でき、効率的な整備が図れる。</li> <li>○ 一時的な需要の増減に対しても調整しやすい。</li> </ul> <p>【デメリット】自宅から施設までの移動距離がやや長くなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>× 区域内に複数の施設をバランスよく配置しないと「容易に移動することが可能」でない状況が生じてしまう。</li> </ul>

## 5 行政区の未就学児童数、教育・保育充足率等（参考値）

充足率（保育施設等定員数÷未就学児童数）は、未就学児童すべてが教育・保育施設を利用すると仮定した場合の参考値です。  
 区域を4区域とすることで、南古谷地区などの施設が少ない地区は、他の地区にある施設で補える形になります。

地区名	地区名	充足率		未就学児童数 (人)	施設定員 (人)	施設定員内訳						
						保育園	幼稚園	家庭保育室	その他施設			
A地区	本庁	80.1%	80.1%	4,954	6,603	4,167	5,287	14箇所 1,126人	12箇所 2,505人	7箇所 116人	11箇所 420人	
	山田	55.6%		764				425	—	1箇所 385人	—	1箇所 40人
	芳野	47.6%		368				175	1箇所 70人	1箇所 105人	—	—
	古谷	100.6%		517				520	4箇所 240人	1箇所 280人	—	—
B地区	南古谷	15.2%	61.1%	1,660	4,204	252	2,569	2箇所 160人	—	2箇所 31人	2箇所 61人	
	高階	91.1%		2,544				2,317	5箇所 490人	6箇所 1,720人	4箇所 73人	2箇所 34人
C地区	福原	46.4%	44.2%	1,111	3,046	515	1,346	1箇所 60人	2箇所 455人	—	—	
	大東	42.9%		1,935				831	4箇所 350人	2箇所 400人	3箇所 25人	2箇所 56人
D地区	霞ヶ関	59.1%	57.5%	1,981	4,503	1,170	2,589	4箇所 290人	4箇所 880人	—	—	
	霞ヶ関北	74.0%		523				387	1箇所 90人	1箇所 240人	2箇所 38人	1箇所 19人
	川鶴	104.2%		192				200	1箇所 60人	1箇所 140人	—	—
	名細	46.0%		1,807				832	4箇所 285人	1箇所 360人	3箇所 47人	1箇所 140人
	合計	64.2%		18,356		11,791		41箇所 3,221人	32箇所 7,470人	21箇所 330人	20箇所 770人	

### 人数、箇所数の算出

○未就学児童

H25. 12月現在

○幼稚園

H25. 5月現在

○保育園、家庭保育室、  
その他施設

H25. 4月現在



## 6 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定（変更案）

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本ですが、教育・保育施設等及び地域子ども子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実情に応じて子どもの区分（認定区分）ごと又は事業ごとに設定することができます。

### ○教育・保育施設

認定区分	事業概要	前回提案した区域	今回提案する区域	変更理由
1号認定	3歳～5歳の教育のみを必要とするこどもを対象とし、幼稚園、認定こども園を利用することを想定。	行政区12区	市全域	現在、市内の私立幼稚園において、32園中29園がスクールバスを運行しており、広範囲の中で就園している利用実態を踏まえると一定区域内に利用する園を特定することが困難なため、「市全域」を1つの区域とする。
2号認定	3歳～5歳の保育の必要性が有るこどもを対象として、保育所を利用することを想定。	行政区12区	4区域 (行政区統合)	保育所等の利用については、自宅から近い園というだけでなく、保護者の通勤経路上利用しやすい園を選択して、自家用車で送迎するなど、現状における利用実態は1つの行政区の中にとどまらない。そのため、区域を細かく設定すると、施設整備が利用の実態と合わなくなり、効率的な整備が行えなくなる。
3号認定	0歳～2歳の保育の必要性が有るこどもを対象として、保育所、地域型保育施設を利用することを想定。	行政区12区	4区域 (行政区統合)	現在の整備状況等も踏まえて、行政区を統合した「4区域」を設定する。

### ○地域子ども・子育て支援事業

NO	事業名 (川越市での事業名)	事業概要	前回提案した区域	今回提案する区域	変更理由
1	利用者支援	・教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報集約と提供を行うと共に、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供、助言をし、関係機関との連絡調整等を行う事業。	市全域	変更なし	

2	時間外保育事業 (延長保育事業)	・ 保育所において、11時間の開所時間を超えて保育を行う事業。	行政区12区	4区域 (行政区統合)	保育所における在園児を対象とした事業であるため、2号認定・3号認定の区分に合わせて「4区域」を設定する。
3	放課後児童健全育成事業 (学童保育事業)	・ 共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、放課後学校の余裕教室などにおいて適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図る事業。	小学校区32区	変更なし	
4	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)  (トワイライトステイ事業)	・ 保護者が疾病・疲労など身体上、精神上、環境上の理由により児童の養育が困難となった場合、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育、保護を行う事業(原則として7日以内)。 ・ 保護者が仕事・その他の理由によって平日の夜間、または休日に不在となり、児童の養育が困難となった緊急の場合に、児童養護施設や、保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業。	市全域	変更なし	
5	乳児家庭全戸訪問事業 (新生児訪問・こにちは赤ちゃん訪問)	・ 生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。	市全域	変更なし	
6	養育支援訪問事業及び 要保護児童対策地域協議会その他の者による 要保護児童等に対する 支援に資する事業	<養育支援訪問事業> ・ 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事など、養育能力を向上させるための支援を行う事業(相談支援、育児・家事援助など)。 <要保護児童等の支援に資する事業> ・ 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、以下の取組みに対する支援を実施する事業。 ➤ 調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化を図るための取組み	市全域	変更なし	

		<p>➤ ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取り組み</p>			
7	地域子育て支援拠点事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談などを行う事業。</li> <li>・ 地域機能強化型では、利用者支援・地域支援機能を付加し、機能強化を図る。 一般型：週3日以上、1日5時間以上の開設 地域機能強化型：週5日以上、1日5時間以上の開設 連携型：週3日以上、1日3時間以上の開設</li> </ul>	行政区12区	変更なし	
8	一時預かり事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児・幼児について、主として昼間に保育所その他の場所において一時的に預かる事業。</li> </ul>	行政区12区	市全域	<p>幼稚園における在園児を対象とした一時預かりについては、幼稚園の利用実態が広域となっているため、区域を設定することが難しい。</p> <p>また、保育所等における一時預かりは、在園児以外の広域的な利用も多い。</p> <p>利用実態を踏まえ、「市全域」を1つの区域として設定する。</p>
9	病児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の児童が発熱などの急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。</li> <li>・ 保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。</li> </ul>	行政区12区	市全域	<p>児童が急な病気となった場合などに一時的に利用される事業であり、現状では医療機関において実施しているため、医療機関の利用実態や広域での利用を踏まえて、「市全域」を1つの区域として設定する。</p>

10	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）の相互援助活動に関する連絡、調整を実施する事業（相互援助活動の例：子どもの預かり、送迎など）。</li> <li>・ 平成21年度から行われている病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどを行う事業（病児・緊急対応強化事業）。</li> </ul>	市全域	変更なし	
11	妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊産婦に対して妊娠初期から分娩までの間、必要に応じて健康診査を行う事業。</li> </ul>	市全域	変更なし	
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支給認定を受けた子どもの保護者の世帯所得状況などを勘案し、市町村が定める基準に該当した場合、給付対象の教育・保育サービスで必要となる日用品・文房具・その他物品について、保護者が支払うべき費用を市町村が定める範囲で助成を行う事業。</li> </ul>	市全域	変更なし	
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給付対象施設・事業所等への民間事業者の参入促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した給付対象施設・事業所等の設置、または運営を促進するための事業。</li> </ul>	市全域	変更なし	